

1	審議会名	第5回 安曇野市自治基本条例検討委員会
2	日 時	平成28年12月1日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで
3	会 場	本庁舎 3階 会議室301
4	出席者	田村委員長、那須副委員長、木村委員、熊井委員、池田委員
5	市側出席者	堀内市民生活部長、宮澤地域づくり課長、麩庶務法規担当係長 高橋庶務法規担当主査、山田課長補佐兼まちづくり推進係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	5人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成28年12月2日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開会
(2)	あいさつ
(3)	協議
①	「安曇野市自治基本条例」文案について(資料1)
②	安曇野市自治基本条例検討委員会報告書(案)について(資料2)
③	その他
(4)	閉会

2	会議事項概要
(1)	開 会
	【那須副委員長】 定刻となりましたので、ただいまより「第5回安曇野市自治基本条例検討委員会」を開催いたします。まず初めに、田村委員長からごあいさつをお願いいたします。
(2)	あいさつ
	【田村委員長】 一昨年の市民ワークショップから2年、市民会議、この検討委員会と議論を重ね、ほぼ形になってきました。後ほど事務局から説明していただきますが、ご審議よろしくをお願いいたします。
	【那須副委員長】 それでは協議事項に移りますが、田村委員長から議事進行をお願いします。
(3)	議 事
①	「安曇野市自治基本条例」文案について
	【田村委員長】 それでは、協議事項の①「安曇野市自治基本条例文案について」を議題とします。前回、全体を通してまとめていただき、その後市役所内の各関係部署を中心にその素案に対する意見を受け付け、事務局であらためて精査し修正を加えた文案を提示していただきます。説明をお願いします。
	【事務局】 資料1に基づき修正案を説明
	【田村委員長】 それではまず3ページの第1条 目的、第2条 条例の位置づけ、4ページの第3条 定義についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【委員】 第2条第2項ですが、「規則」を取るとのことですね。
	【事務局】 規則は条例の下の位置づけですから条例に含むという考え方です。
	【委員】 それなら結構です。
	【田村委員長】 定義のところもよろしいでしょうか。
	【委員】 結構です。
	【田村委員長】 それでは続きまして5ページの第3条第6号 総合計画、第4条 自治の基本理念のところはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	【委員】 はい。

【田村委員長】 次に8ページの第3章 市議会の役割及び責務はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて9ページの第10条 市長の役割及び責務についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 11ページの第5章 市政運営に入ります。第14条 総合計画についてはいかがでしょうか。

【委員】 異論があるわけではありませんが、第2項ですが、市が計画を策定しますが市民にも「おまけ」で機会を設けますという感じです。市民が主体と言いながら「おまけ感」があることが気になります。他に良い案があるとうわけではありませんが、・・・。

【田村委員長】 表現を工夫されたらということですが。

【委員】 他に良い案が浮かんでいるわけではありません。感想です。

【田村委員長】 財政運営についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 12ページの第16条 情報の提供から第18条 附属機関はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 13ページの第19条 パブリックコメントはいかがでしょうか。

【事務局】 第19条の1行目の最後ですが、「計画」を「総合計画」としてください。

【委員】 このところは総合計画だけでいいですか。

【事務局】 全ての計画の上位ということであげてあります。

【委員】 第14条では「総合計画及び個別計画」としています。

【事務局】 第19条では、前にかかる重要な条例、重要な計画という並びでの総合計画としています。

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 こういうふうには言えばその中に含まれるという解釈ならば結構ですが、・・・。規則や要綱、個別計画等についても矛盾しないということが担保されるならばいいです。

【事務局】 ここについては、少し時間をいただきたいと思います。後ほどお願いします。

【田村委員長】 第21条 政策に関する説明責任はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 それでは14ページの第24条 区についてはいかがでしょうか。

【委員】 第2項ですが、このとおりののですが、各区長で構成されているというのを入れたほうが良いかもしれません。また、ここで定義が入ると違和感があります。第3条の定義に入れたほうがすっきりするかもしれません。

【田村委員長】 そのように事務局で検討をお願いします。第25条 区の役割から第27条 区への支援についてはいかがですか。

【委員】 第26条ですが、「住所を有し、又は居住する者」となっています。第3条では市内に住所を有する者を市民と定義しましたが、区民と市民は違うということでもいいですか。

【事務局】 はい。

【委員】 何かやる時に、区民を対象とするか市民を対象とするかで分けることがでてくるということでしょうか。

【委員】 区民だけれども市民でないということもありえますか。

【委員】 この定義ですと、そういう人が出てくるということです。

【事務局】 住所を有する人と居住する人との違いは、例えば夏場だけ別荘住まいの人が居住する人となります。そういった人たちを含めて区民の対象になるかということです。

【委員】 アパート住まいの人には住所を移していない人がいます。区では実態として混在しています。区民を市民に置き換えた場合、違ってきます。区別して対応することになりますか。

【事務局】 「住所を有する」は生活の本拠を置くということになります。機械的に言えば、一年のうち半分以上住んでいるということになります。住民票の有無とはイコールにはなりません。

【委員】 住民票という言葉を使っていませんので、住所を有するといった場合、区に入ってもいいのではないのでしょうか。今までの議論で「区民だけれども市民でない」という発想はありませんでした。

【委員】 区は「居住する」なら問題ありません。

【委員】 第3条の定義を「居住する」にしたほうがいいと思います。

【事務局】 夏場だけ別荘にという人も区に加入ということであれば、居住で含めることができます。

【田村委員長】 別荘の人が入りたいということであれば、区としてはウエルカムです。入れるような表現がいいと思います。

【委員】 現状、区のところはこれでいいですが、市民と区民を考えた場合、このままでいいかということですね。

【田村委員長】 第3条の市民の定義と区民との間にギャップがあるということですね。

【事務局】 何かやる時に第3条の市民の人は対象だけれども、区民の中には対象外という人が生じてしまうということですね。

【委員】 市民の定義のところを居住とすればいいのではないのでしょうか。

【田村委員長】 ここについては事務局で検討をお願いします。現状、ギャップが生じます。

【委員】 居住のほうが広い範囲で考えることができます。

【田村委員長】 他に区のところでありますか。それでは第28条 住民投票についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 17ページ、附則のところ何かありますか。よろしいでしょうか。

【委員】 結構です。

【田村委員長】 項目ごとに検討してきましたが、もう一度整理したいと思います。まず11ページの第14条第2項はいかがですか。

【委員】 「市民参画のもと策定する」というような感じでどうでしょうか。

【事務局】 そのほうが、市民が主体的になります。

【田村委員長】 いかがでしょうか。それでは今のような表現で事務局で検討をお願いします。次に13ページの第19条ですが、総合計画だけでいいかということでしたが、事務局どうですか。

【事務局】 二つの案が考えられます。一つは「市の重要な条例又は総合計画及び個別計画」とするもの。もう一つは第3条 定義の第6号に「総合計画等」で定義づけ、その言葉を用いる方法です。

【委員】 5ページの第6号を「総合計画等」として定義づければいいと思います。

【事務局】 個別計画を含めるように改めます。

【事務局】 第19条ですが、「総合計画等の策定等に」となってしまうので、「総合計画等の策定若しくは変更」とします。

【田村委員長】 そういった文面をお願いします。次に、第24条の区のところはいかがですか。

【事務局】 第24条を、第3条の定義に持ってくるということでもよろしいでしょうか。

【田村委員長】 第3条に持ってくるとして、第7号に入れるということでしょうか。

【事務局】 第3条の各号の順番は考えさせていただきます。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 大事なところですので、先に謳っておいたほうがいいと思います。

【田村委員長】 その方向をお願いします。続いて第26条はどうでしょうか。ギャップがあるということですね。

【委員】 第26条はそのままで、第3条をこちらに合わすということで不都合はないと思います。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 報告であがったところは以上ですが、他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 それでは協議事項①「安曇野市自治基本条例」文案についてはこれで終わりにしま

す。

②安曇野市自治基本条例検討委員会報告書（案）について

【田村委員長】 協議事項②安曇野市自治基本条例検討委員会報告書（案）について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料2に基づき説明

【田村委員長】 このような形で市長に提出ということですが、報告書の内容についてはいかがでしょうか。ワークショップ以来の経過は過去に報告しているので必要ないということでしょうか。

【事務局】 はい。

【田村委員長】 よろしければ、次に③その他に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】 今後の日程等について説明

【田村委員長】 それでは、③その他を終了します。

(4)閉会

【那須副委員長】 お疲れさまでした。以上をもちまして、第5回安曇野市自治基本条例検討委員会を終了いたします。長い間、ありがとうございました。